

環境活動レポート

2017年度版

(運用期間:2017年1月~2017年12月)



皇居外苑



京都御苑



新宿御苑

作成日:2018年 7月31日

一般財団法人 国民公園協会



認証番号0006326



目 次

1. 組織の概要及び対象範囲
2. 役割・責任・権限及び組織体制図
3. 環境方針
4. 支部別環境負荷の状況
5. 環境目標及びその実績と取り組みの評価
6. 環境活動計画の取組内容と次年度の取組
7. 環境関連法規等の順守状況の確認結果
8. 代表者による全体評価と見直しの結果

1. 組織の概要及び対象範囲

(1) 事業所名 一般財団法人 国民公園協会

(2) 所在地

- ・本部 〒100-0002 東京都千代田区皇居外苑1-1
- ・皇居外苑支部 〒100-0002 東京都千代田区皇居外苑1-1
- ・京都御苑支部 〒602-0881 京都府京都市上京区京都御苑3
- ・新宿御苑支部 〒160-0014 東京都新宿区内藤町11

(3) 事業の概要

一般財団法人国民公園協会は、国民公園(皇居外苑、京都御苑、新宿御苑)の風致を保存すると共に、公園の美化と適正な利用を図ることなどを目的に設立され、公園の維持管理業務を実施し、環境保全と利用者サービス事業を積極的に展開しています。

①公園管理業務

環境省から園内管理業務を受託し、庭園・植生管理、広場、園地、建物等の清掃、温室・菊の栽培管理、巡視及び利用指導、発券、インフォメーション等の業務を行っています。

②整理清掃等業務

公園内の駐車場(皇居外苑、京都御苑、新宿御苑)、運動広場(京都御苑)及び茶室(京都御苑、新宿御苑)等について、環境省から施設の運営業務を受託し、これら施設の管理及び周辺の清掃業務等を行っています。

③利用者サービス業務

園内の休憩所等において、食堂や売店等のサービス施設の運営を行い、園内利用者に対するサービス業務を行っています。

④国民公園業務

国の施策に協力し、大都会にあって豊かな自然と歴史的な資産に恵まれた国民公園の特性を踏まえて、自然とのふれあいや歴史探勝の場等として活用するため、自然観察会や苑内探訪セミナー、フォトコンテスト等の実施、刊行物の発行、パンフレットの作成等普及啓発等の業務を行っています。

(4) 事業規模

年商 13億2,435万円(2017年度決算)

(5) 対象の範囲(認証・登録範囲)

- ・公園内の庭園管理、温室・菊の栽培管理、清掃、巡視、発券、インフォメーション
- ・公園内の駐車場、運動広場、テニスコート、茶室、休憩所の管理
- ・公園内のレストラン、売店の経営

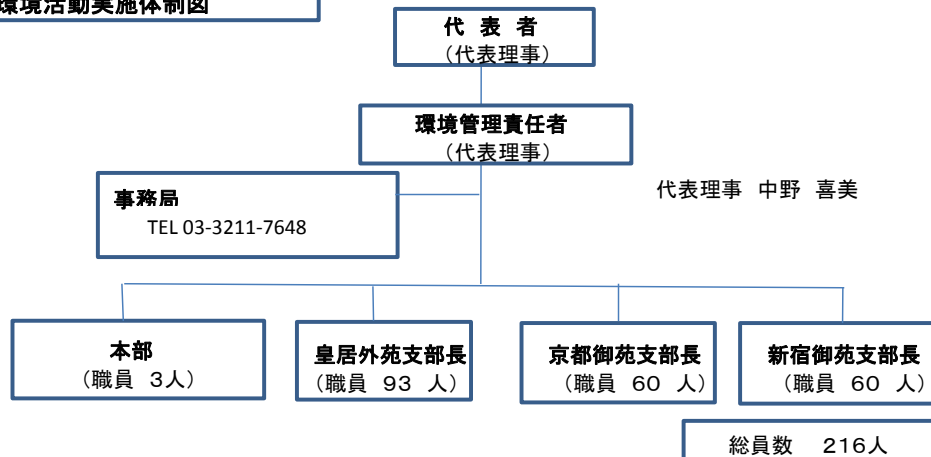
(6) 環境活動レポートの対象期間及び発行日

- ・対象期間:2017年 1月から2017年12月
- ・発行日:2018年 7月31日

2. 役割・責任・権限

区分	役割・責任・権限
代表者 (代表理事)	<ul style="list-style-type: none"> ・エコアクション運営に関する統括責任 ・環境管理責任者の任命 ・環境方針の策定・見直し ・環境目標・環境活動計画書の承認 ・代表者による全体の評価と見直しの実施 ・環境活動レポートの承認
環境管理責任者 (代表理事)	<ul style="list-style-type: none"> ・エコアクション21システムの構築、実施、管理 ・エコアクション21システムの実施に必要な設備、費用、時間、職員を準備 ・各支部の環境活動の取組結果を代表者へ報告 ・環境活動レポートの確認
支部長	<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針の支部職員への周知 ・環境目標・環境活動計画書の確認
環境事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理責任者の補佐 ・環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施 ・環境目標、環境活動計画書原案の作成 ・環境活動の実績集計 ・環境関連法規等取りまとめ表の作成 ・環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ・環境活動レポートの作成、公開
部門担当課長 (部門長)	<ul style="list-style-type: none"> ・自部門におけるエコアクション21システムの実施 ・自部門における環境方針の周知 ・自部門の従業員に対する教育訓練の実施 ・自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告 ・特定された項目の手順書作成及び運用管理 ・自部門の特定された緊急事態への対応のための手順書作成 テスト、訓練を実施。記録の作成 ・自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施
全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針の理解と環境への取り組みの重要性の自覚と実践 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

環境活動実施体制図



3. 環境方針

一般財団法人国民公園協会は、皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑の緑豊かで由緒ある国民公園の貴重な資産、環境を保全・管理し、多くの国民がその恩恵を享受できるよう、積極的にサービス事業・普及啓発事業を展開し、適正利用の促進に努めております。

現在、事務所、食堂・売店、その他業務の現場等において、節電、紙の節約、節水、廃棄物の削減、リターナブル容器の使用など環境への配慮を心がけているところであります。

更に、環境への負荷の軽減を考慮した事業活動を行うため、協会として、エコアクション21に取り組み、職員1人1人が、二酸化炭素の削減、廃棄物の減量等環境問題への意識を高め、組織的、計画的に環境保全への目標を持ち、行動し、環境への取り組みをより効果的、効率的に推進していきます。

記

- 1 全職員が一丸となって環境負荷の低減に取り組めます。
- 2 環境関連法規及びその他の環境関連要求事項を順守します。
- 3 温暖化防止のため二酸化炭素の排出量の抑制に取り組めます。
- 4 水資源保護のため節水に努めます。
- 5 廃棄物の減量、リサイクルに努めます。
- 6 省エネ調理(エコクッキング)を心がけ、食品廃棄物の発生抑制や減量化・再資源化に努めます。また、衛生管理や食品の安全・安心に努めます。
- 7 グリーン購入法に基づき、環境に配慮された物品等の優先使用に努めます。
- 8 緑豊かで由緒ある国民公園の貴重な環境の保全に努めると共に、利用者への普及啓発に努めます。

2008年10月 1日制定
2014年 4月 1日改訂
一般財団法人 国民公園協会

代表理事 中野 喜美



4. 支部別環境負荷の状況

項目	合計	皇居外苑支部	京都御苑支部	新宿御苑支部
電気使用量(kwh)	1,341,521	506,469	188,349	646,703
都市ガス使用量(Nm ³)	42,578	29,446	9,655	3,477
LPG使用量(kg)	9,006	5,497	2,166	1,343
ガソリン・軽油・灯油使用量(ℓ)	8,009	2,039	4,292	1,679
二酸化炭素排出量(kg)	759,209	327,603	122,593	309,013
産業廃棄物の排出量(t)	19.50	3.652	14.73	1.12
一般廃棄物の排出量(t)	35.78	27.59	3.70	4.50
排水量(m ³)	11,779	5,333	4,625	1,821

* 電気使用量の排出係数は、2015年度用を使用

場 所	電力会社	実排出係数
皇居外苑支部	丸紅	0.482
京都御苑支部	F-Power	0.454
新宿御苑支部	F-Power	0.454

※当協会は化学物質の使用はない。

5. 環境目標及びその実績と取り組みの評価

項目		前年度実績 (基準値) (2016年1月 ～12月)	2017年度 目標値 (前年実績の 99%)	2017年度 実績値 (2017年1月 ～12月)	前年 実績比	実績評価	2018年度 目標値 (前年実績の 99%)	2019年度 目標値 (前年実績の 99%)	2020年度 目標値 (前年実績の 99%)
電力使用による二酸化炭素 排出量削減	kg-CO ₂ /年	655,429	648,875	623,232	95%	○	616,999	610,829	604,721
化石燃料による二酸化炭素 排出量削減	kg-CO ₂ /年	131,734	130,417	135,977	103%	△	134,617	133,271	131,938
二酸化炭素排出量合計値	kg-CO ₂ /年	787,163	779,292	759,209	96%	△	751,616	744,100	736,659
産業廃棄物排出量削減	t/年	12.33	12.21	19.50	158%	×	19.31	19.11	18.92
一般廃棄物排出量削減	t/年	34.61	34.26	35.78	103%	△	35.43	35.07	34.72
総排水量	m ³ /年	11,377	11,263	11,779	104%	△	11,661	11,544	11,429
環境に配慮された物品等の 優先使用に取組む	継続と 検 討	現状把握と 活動推進	活動内容の 徹底	現状把握と 活動推進	-	-	活動内容の 徹底	活動内容の 徹底	活動内容の 徹底
利用者の普及啓発に取組む	継続と 検 討	現状把握と 活動推進	活動内容の 充実	現状把握と 活動推進	-	-	活動内容の 充実	活動内容の 充実	活動内容の 充実

※1 実績評価基準は前年実績比 95%以内=○ 96～105%未満=△ 105%以上=×

* 電気使用量の排出係数は、2015年度用を使用

場 所	電力会社	実排出係数
皇居外苑支部	丸紅	0.482
京都御苑支部	F-Power	0.454
新宿御苑支部	F-Power	0.454

1. 二酸化炭素排出量の削減については、合計値の82%を占める電力使用による排出量を前年実績比の95%に削減できたが、化石燃料による排出量は来苑者の増加への対応により前年よりやや増加した。総排水量も使用量の抑制に努めたが削減できなかった。

2. 一般廃棄物排出量については、梱包材等の業者引取などの取組により増加を抑制することができた。産業廃棄物排出量は京都御苑休憩所建替工事の影響で大幅に増加したが排出の際にはリユースやリサイクルできるものは廃棄せず、排出量の低減に努めた。

※目標値設定のない目標についての実績報告について

1. 「環境に配慮された物品等の優先使用に取組む(グリーン購入法に基づく製品への切替)」について
照明器具のLEDライト、文具、ユニフォーム等について環境負荷が出来るだけ少ない物への切り替えを行っている。

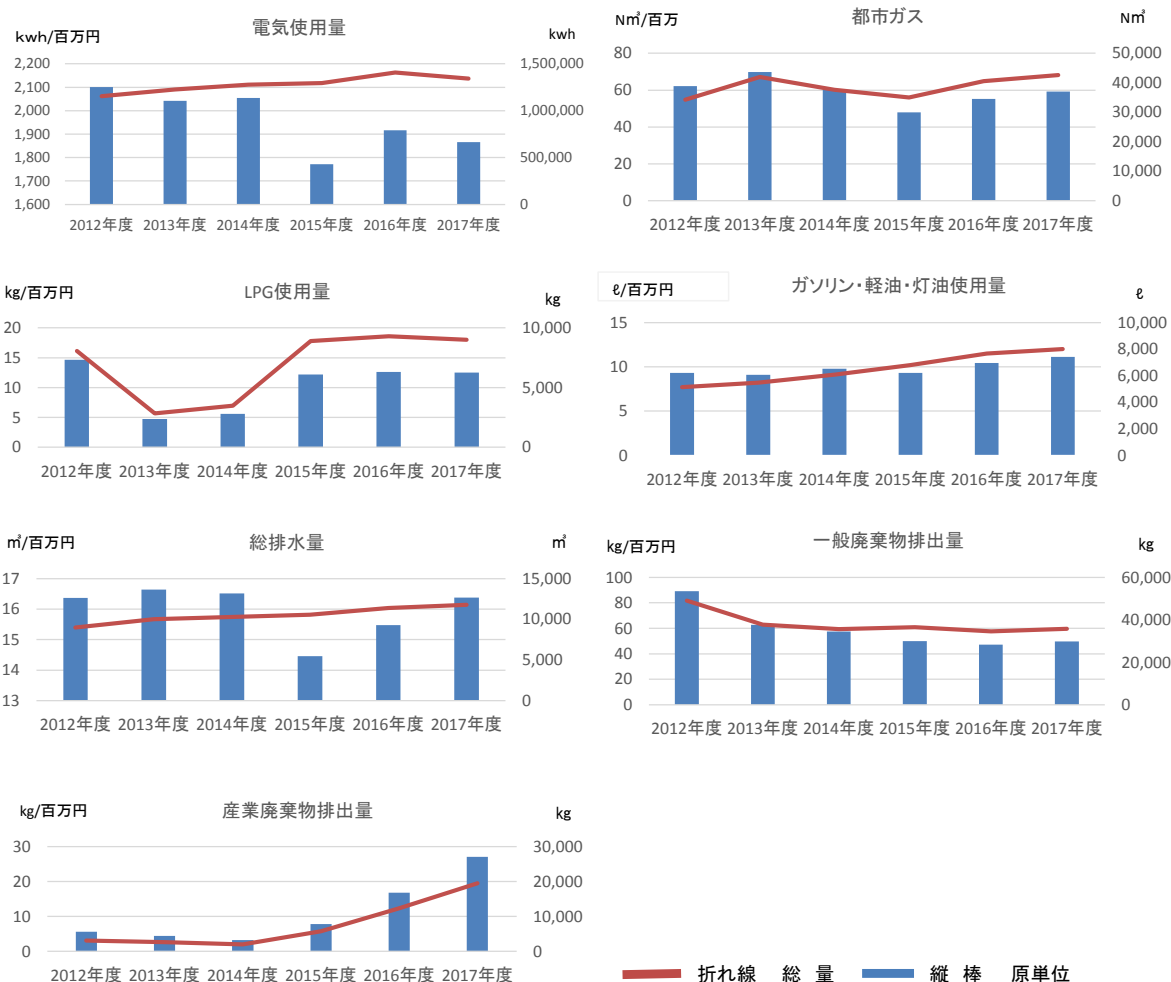
2. 「利用者の普及啓発に取組む」について
和食会議等の地域活動への協力を更に充実し、低炭素社会構築の普及啓発活動に努めた(皇居)。またエコクッキングの普及啓発に努め、地域応援の福島県産の食材を利用したメニューの提供(新宿)、排気ガス抑制を目的とした京都カーフリーデーに協賛し環境に優しいライフスタイルの提案と普及を行った。(京都)。

環境負荷削減の目標値は前年度実績に基づいて算出しているが、売上高と光熱水量や廃棄物の排出量は常に比例関係にあり、売上が上がれば当然使用量や排出量が増加することから過去6年間のレストラン・売店の光熱水量及び廃棄物排出量で算出した売上高原単位の推移について調べた。

過去6年間の光熱水量及び廃棄物排出量の動向と売上高原単位

環境への負荷	単位	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
売上(レストラン・売店)	百万円	550	601	622	730	735	719
電気使用量	kWh	1,155,115	1,227,165	1,278,121	1,293,722	1,408,440	1,341,521
売上高原単位	kWh/百万円	2,100.2	2,041.9	2,054.9	1,772.2	1,916.2	1,865.8
都市ガス使用量	Nm ³	34,228	41,933	37,566	35,007	40,597	42,578
売上高原単位	Nm ³ /百万円	62.2	69.8	60.4	48.0	55.2	59.2
LPG使用量	kg	8,066	2,849	3,492	8,904	9,294	9,006
売上高原単位	kg/百万円	14.7	4.7	5.6	12.2	12.6	12.5
ガソリン・軽油・灯油使用量	ℓ	5,127	5,478	6,075	6,789	7,675	8,009
売上高原単位	ℓ/百万円	9.3	9.1	9.8	9.3	10.4	11.1
総排水量	m ³	8,999	10,000	10,269	10,553	11,377	11,779
売上高原単位	m ³ /百万円	16.4	16.6	16.5	14.5	15.5	16.4
一般廃棄物排出量	kg	49,060	37,679	35,687	36,455	34,611	35,783
売上高原単位	kg/百万円	89.2	62.7	57.4	49.9	47.1	49.8
産業廃棄物排出量	kg	3,079	2,645	2,000	5,737	12,333	19,502
売上高原単位	kg/百万円	5.6	4.4	3.2	7.9	16.8	27.1

売上高原単位の数値が小さい程光熱水量及び廃棄物排出量を抑えていることになるため、推移をグラフで比較した。



過去6年間の光熱水量及び廃棄物排出量の動向として、売上に対しエコ・クッキングの導入と生ごみや産業廃棄物の再利用等の環境活動の推進により使用量等に抑制効果が表れていることが分かる。2017年度は節電の努力により電気使用量の削減をすることができたが、来苑者の増加に対応する苑内整備等で使用するガソリン及び軽油の使用量及び水使用量が増加したことから、今後の課題とし取り組みを進める必要がある。

6. 環境活動計画の取組内容と次年度の取組

取組内容	今年 (2017)	次年度 (2018)
1. 全員が一丸となって環境負荷の低減に取り組む 目標：協会職員全員がエコアクション21を認識し努力する		
・環境マネジメントシステムの導入と徹底	●	○
・エコアクション21認証・登録、審査の実施	●	○
・内部研修(接遇・苦情処理・食品取扱衛生管理等)の実施	●	○
・AED・防災訓練等の実施	●	○
・安全衛生講習(チェーンソー・刈払機・フォークリフト等)の外部講習会に参加	●	○
・熱射病・熱中症等に対する安全への配慮	●	○
・安全管理マニュアルの徹底	●	○
・公園内の分煙活動の実施(環境改善活動)	●	○
・打水活動の実施(真夏の環境改善活動)	●	○
2. 温暖化防止のため二酸化炭素の排出量の抑制に取り組む 目標：二酸化炭素の排出量、前年比99%を目標とする		
・ポスター等による呼びかけ	●	○
・クールビズ・ウォームビズの実施	●	○
・冷房28℃・暖房20℃の実施	●	○
・照明使用時間の削減	●	○
・省エネ自販機への切替	●	○
・駐車場使用車にアイドリングストップの呼びかけ	●	○
・移動時には車でなく自転車を使う	●	○
・省エネ照明等への積極的切り替えの実施(新宿)	●	○
・穏やかな発信や減速・下り坂のエンジンブレーキの活用など運転の工夫(京都)	●	○
3. 水資源保護のための節水に努める 目標：水使用量、前年比99%を目標とする		
・ポスター等による呼びかけ	●	○
・お互いに節水を注意しあう運動	●	○
・水の出しっ放し使用の禁止	●	○
・持ち帰り箸による使用箸の洗浄不要	●	○
・まとめ洗いによる節水の実施(新宿)	●	○
4. 廃棄物の減量、リサイクルに努める 目標：廃棄物の排出量、前年比99%を目標とする		
・ゴミの分別を徹底する	●	○
・ゴミの排出量削減のためリターナブル容器・箸へ切替える	●	○
・電子文書化によるペーパーレスの実施	●	○
・ペットボトル蓋の回収とワクチン提供	●	○
・廃油の再利用(石鹼、バイオディーゼル燃料等)	●	○
・福祉作業所と協働し廃材(自然素材)等を利用した製品の企画・製作	●	○
・エコポットの活用と堆肥化ゴミを肥料として有機栽培農家へ提供	●	○
・コピー用紙の両面利用、使用済みコピー用紙の裏面利用	●	○
・使用済み封筒の再利用	●	○
・納品梱包用紙等の再利用	●	○
5. 省エネ調理に取り組む 目標：二酸化炭素排出量・水使用量・ゴミの排出量、前年比99%を目標とする		
・エコ・クッキングの実施	●	○
・生ごみ3キリ運動の導入(京都)	●	○
6. 環境に配慮された物品等の優先使用に取り組む 目標：購入案件をグリーン購入法に基づく製品に切替える		
・エコマーク付製品の購入へ移行	●	○
・コピー用紙を再生紙に切替える	●	○
・リサイクルマーク付ユニフォームの導入	●	○
・照明器具のLEDライトへの移行	●	○
・環境負荷低減機器類の導入(エコカー、エコフリーザー)	●	○
・大豆インク、植物油インクの使用導入(京都)	●	○
7. 環境保全、利用者への普及啓発に取り組む 目標：国民公園利用者への普及啓発活動を実施する。		
・環境・歴史探訪セミナーや自然観察会等の実施	●	○
・出版物・印刷物等による利用者への普及啓発に努める	●	○
・HPや施設内掲示を活かし利用者への普及啓発に努める	●	○
・積極的な環境イベントへの参画、協力	●	○
・エコクッキングによるメニューの食事を通じ循環型社会を指導	●	○
・身障者受入と身障者メニューの開発と実施	●	○
・持ち帰り箸の普及によるマイ箸の普及効果に努める	●	○
・生ごみ3キリ運動の推進	●	○
・低炭素地域活動への参画と協力(和食の普及/和食会議)(皇居)	●	○
・食べることで環境保全につながる商品を開発し普及啓発に努める(新宿)	●	○
・クールシェア・ウォームシェアを呼びかけに協力し利用者への普及啓発に努める(京都)	●	○
・自然ふれあい教室等催事によるこども・保護者・指導者に向けた啓発活動の推進(京都)	●	○

7. 環境関連法規等の順守状況の確認結果

(順守状況の評価 ○=順守確認済 △=未確認 ×=未実施)

No.	法規	実施時期	主要な要求内容	遵守確認	評価
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	1. 契約時 2. 回収処理報告時	1. マニフェスト伝票の返却期限の確認(収集運搬・中間90日、最終処分180日)保管(5年間) 2. 収集運搬業者との契約内容の確認 3. 処分業者との契約内容の確認 4. 東京都知事、京都府知事宛マニフェスト伝票交付等状況報告書提出(毎年6月30日迄)	1. マニフェスト伝票ABDEが揃っており、整合性が取れている 2. 業者の処理内容・許可証内容が法規に則っている 3. マニフェスト伝票交付状況報告書の提出	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)施行規則の一部を改正する省令等(2017年10月1日施行)		1. 産業廃棄物に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを委託契約書、マニフェスト、保管場所の掲示板、帳簿に明記する 2. マニフェストに「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」の数量を記載する	1. 保管は他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとる 2. 処理の委託では、「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託する 3. 処分では「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託する 4. 水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託する	○
2	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	購入時	1. 対象品目の購入 2. グリーン購入の推奨活動(1. 購入明細書の確認と指導 2. 購入時の指導)	購入時に注意し、出来る限り対象品目での購入に移行	○
3	消防法	年2回	1. 対象建物への防火管理者の専任 2. 消火器の設置・点検 3. 消防訓練の実施	防火対象建物があるため単独実施、あるいは管理事務所と合同で実施	○
4	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)	常時	大量生産・大量消費社会から循環型社会への転換を業務内容に活かす	エコクッキングの実施により、生ゴミ等の廃棄物抑制に活かしている。レストランよりの廃棄物は100%コンポストにより堆肥化し、肥料として農家へ提供している	○
5	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)	常時	1. 業務用エアコン・冷凍冷蔵機器の適切な場所への設置 2. 点検実施、点検・整備の履歴の保存 3. 漏えい防止 4. フロン類算定漏えい量の算定・報告 5. 機器廃棄時などの回収の徹底	1. 設置場所の確認、定期点検実施 2. 廃棄時に廃棄業者へ依頼	○
6	自動車から排出される窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)	車検時	1. Nox法対応車の確認 2. 法規適用車かの確認 3. 法規は変わるのに注意 4. 法規外となった場合の準備	車検は整備工場へ依頼(対象案件無)	○
7	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)	常時	小型家電の認定業者等による回収	廃棄業者へ依頼(対象案件無)	○
8	千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例	常時	廃棄ゴミの分別強化(廃棄物搬出の際に分別を確認する)	廃棄業者へ依頼	○
9	新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例	常時	自販機管理者として届出、自販機周辺の清潔を保持するための専用のゴミ箱を設置する。 ・設置時の速やかな届出と専用ゴミ箱の設置確認 ・空き缶の再利用に協力	1. 自販機業者が空き缶・ペットボトルを回収 2. 廃棄業者へ依頼	○
10	京都市環境基本条例	常時	環境の保全に関する基本的事項(廃棄ゴミの搬出時の分別)	分別後、廃棄業者へ依頼	○

1. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

環境関連法規制等の遵守状況の評価の結果、環境関連規制等の逸脱はありませんでした。

また、環境当局からの違反等の指摘は、過去3年間ありません。

2. 法規の見直し及び遵守の確認

2017年12月1日に実施状況の確認を行いました。

8. 代表者による全体評価と見直しの結果

エコアクション21の導入から継続し取り組んできた二酸化炭素排出量の抑制においては、節電やエコクッキング等の調理工夫による電力及びガス使用量削減の取り組みによりその効果が実績に表れているが、ガソリンなどの化石燃料の使用量における取り組みについては検討が必要と思われる。また新ガイドラインに基づき、環境経営方針に協会の理念や事業内容との整合性を反映させ、環境への取組や活動の一層の充実を図りたい。

代表者の指示事項				
No.	項目	変更の必要性		指示内容
		あり	なし	
1	環境方針	○		環境経営方針を策定するため、新ガイドラインに基づき環境負荷に対する課題の再検討を行うこと。
2	環境目標	○		環境負荷削減のための取組を継続して行ってきたが、新ガイドラインに対応し排出量だけでなく生産性の向上とコストの削減についても検討を行い、必要な目標設定の検討をしてもらいたい。また低炭素活動に向けての普及啓発活動には今後も積極的に参画し協力してもらいたい。
3	環境経営システム推進体制		○	各部署の責任者は環境目標達成を目指し指導に当たってもらうと共に、環境目標の見直しを忘れず、また引き続き環境保全、利用者への普及啓発活動についてのアイデアを出してもらいたい。

・連絡先
 ・一般財団法人 国民公園協会
 ・皇居外苑 総務部 : 太田 明宏
 ・TEL: 03(3231)5509 FAX: 03(3201)1131

